

次世代ユネスコ国内委員会設置要綱

令和 4 年 1 1 月 2 9 日
日本ユネスコ国内委員会
運 営 小 委 員 会
第 1 5 3 回 会 議 決 定
令和 6 年 9 月 6 日 改正

(設置)

第一条 国内ユネスコ活動に関する若者世代のネットワークを強化し、未来を担う若者からの声を我が国のユネスコ活動に反映するとともに、国際会議等における日本の若者からの発信力を強化するため、次世代ユネスコ国内委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(活動事項)

第二条 委員会は、日本ユネスコ国内委員会運営小委員会委員長の一般的監督の下に、日本ユネスコ国内委員会事務局（以下「事務局」という。）と連携して、以下の事項を行う。

- (1) ユネスコ活動を通じた SDGs 等の地球規模課題の解決に向けた方策の検討
- (2) 上記検討を踏まえた、国内外におけるユネスコ活動の実践
- (3) ユネスコの各分野における若者向け事業への参画・貢献（事務局からの依頼によるもの。）
- (4) 日本ユネスコ国内委員会における定期的な活動報告
- (5) その他日本ユネスコ国内委員会が認める事項

(組織)

第三条 委員会は、運営小委員会委員長が指名する原則 18 歳以上 30 歳未満の者をもって、原則 20 名以内で構成する。但し、第五条の委嘱期間の途中で 30 歳以上となる者についてはこの限りではない。

(委員長及び副委員長)

第四条 委員会に委員長一人及び副委員長一人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、運営小委員会委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠

けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(委嘱期間)

第五条 委員の委嘱期間は、二年以内とする。ただし、補欠の委員の委嘱期間は前委員の残存期間とする。委員は、再委嘱されることができが、委嘱期間は通算して四年を超えることはできない。

(報告)

第六条 委員長は、委員会において審議した事項を、当該会議の終了後に事務局に報告するものとする。

(存続期間)

第七条 委員会の存続期間は、運営小委員会が廃止の議決をしたときまでとする。

(改廃等)

第八条 この要綱の改訂、変更又は廃止、第二条（５）に掲げるもの並びに前条の決定は、小委員会の議決をもって行うものとする。

(附則)

本則は、令和五年四月一日から適用する。

(附則) (令和六年九月六日 一部改正)

本則は、令和六年九月六日から適用する。